

国東整建産測 第000393号

平成30年5月18日

T a k a m i t u 株式会社 殿

東北地方整備局長



測量法に基づく測量業者としての変更登録について（通知）

貴殿の申請に係る標記については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の7第3項の規定により、下記事項を変更登録したので、通知する。

記

- ・商号又は名称

国東整建産測 第002702号

平成29年12月18日

高三建設 株式会社 殿

東北地方整備局長



## 測量法に基づく測量業者としての登録の更新について（通知）

貴殿の申請に係る標記については、測量法（昭和24年法律第188号）第55条の5第1項の規定により、下記のとおり登録の更新をしたので、同条第2項の規定により通知する。

### 記

登録更新年月日	平成30年2月4日
登録番号	登録第（4）-28504号
登録の有効期限	平成35年2月3日

注）登録の更新申請を行う場合の書類提出期限：平成35年1月4日  
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日）